



平成 26 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 日本ペイント株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 健二
(コード番号：4612 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長
赤木 勤
(TEL 06-6455-9141)

(訂正)「Wuthelam グループとの協業関係深化に向けた戦略的提携に関する基本合意書の締結、アジア地域の合弁会社の持分取得(子会社化)、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 26 年 2 月 3 日付で発表いたしました「Wuthelam グループとの協業関係深化に向けた戦略的提携に関する基本合意書の締結、アジア地域の合弁会社の持分取得(子会社化)、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(平成 26 年 2 月 5 日付で一部訂正済)の内容につきまして、一部に訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします(訂正箇所には下線を付しております)。

なお、各項目番号及びページ番号は、平成 26 年 2 月 3 日付「Wuthelam グループとの協業関係深化に向けた戦略的提携に関する基本合意書の締結、アジア地域の合弁会社の持分取得(子会社化)、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」における項目番号及びページ番号を示しております。

記

【3 ページ】

(2) 提携の内容

(訂正前)

名 称	所在国	現在の議決権割合
Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.	香港	40%
Nippon Paint (China) Co., Ltd.	中国	40%
Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.	中国	40%
Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.	中国	40%
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.	シンガポール	40%
Paint Marketing Co. (M) Sdn. Bhd.	マレーシア	25%
Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	25%
Nipsea Technologies Pte. Ltd.	シンガポール	50%

(訂正後)

名 称	所在国	現在の所有持分数 (議決権割合)
Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.	香港	<u>357,600</u> (40%)
Nippon Paint (China) Co., Ltd.	中国	<u>7,600,000</u> (40%)
Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.	中国	<u>4,000,000</u> (40%)
Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.	中国	<u>4,000,000</u> (40%)
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.	シンガポール	<u>1,800,000</u> (40%)
Paint Marketing Co. (M) Sdn. Bhd.	マレーシア	<u>1,250</u> (25%)
Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	<u>2,250,000</u> (25%)
Nipsea Technologies Pte. Ltd.	シンガポール	<u>500,000</u> (50%)

【12 ページ】

(訂正前)

(a) D C F 法 : 821億円～1,241億円

D C F 法では、対象合弁会社の事業に関する内部財務分析・予測、対象合弁会社の財務状況及び将来の業績・事業予測(シナジー効果を含む)、Goh Hup Jin氏との面談の結果、その他一般に公開された情報等の諸要素等に基づき分析しております。対象合弁会社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フロー(シナジー効果を含む)を、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割り引いて企業価値を算出しております。

D C F 法による、対象合弁会社の所在国ごとの譲渡対象持分の価値の財務分析レンジは以下のとおりです。

(訂正後)

(a) D C F 法 : 821億円～1,241億円

D C F 法では、対象合弁会社 Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd. についてはその子会社である Nippon Paint (Vietnam) Co., Ltd.、Nippon Paint Vietnam (Hanoi) Co., Ltd.、Nippon Paint Vietnam (Vinh Phuc) Co., Ltd. 及び Nippon Paint Lanka (Private) Limited を含み、Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd. についてはその子会社である Nippon Paint (Bangladesh) Private Limited 及び Nippon Paint Pakistan (Private) Limited を含みます。次の (b) についても同様です。) の事業に関する内部財務分析・予測、対象合弁会社の財務状況及び将来の業績・事業予測(当社の子会社となることのシナジー効果(以下、本(a)及び下記(b)において「シナジー効果」といいます。))を含む)、Goh Hup Jin氏との面談の結果、その他一般に公開された情報等の諸要素等に基づき分析しております。対象合弁会社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フロー(シナジー効果を含む)を、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割り引いて企業価値を算出しております。

なお、DCF法による分析に用いられた将来の業績・事業予測には、特定の所在国について、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。これは主として、コスト削減効果と中国等を中心とした当該所在国の経済成長に伴う需要の取り込みによる増益を見込んでいるためです。

DCF法による、対象合弁会社の所在国ごとの譲渡対象持分の価値の財務分析レンジは以下のとおりです。なお、当社による各対象合弁会社の将来の業績・事業予測は複数の会社にまたがる事業単位で作成されたため、譲渡対象持分の価値の財務分析レンジは所在国ごとに算出されています。

【13 ページ】

(訂正前)

(b)類似会社比較法：812億円～1,087億円

類似会社比較法では、平成26年1月30日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象合弁会社と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、その市場株価、成長性及び収益性等を示す財務指標と各対象合弁会社の利益（シナジー効果を含む。）の譲渡対象持分相当分の利益の合計額（シナジー効果を含む）との比較を通じて企業価値を算出しております。

(訂正後)

(b)類似会社比較法：812億円～1,087億円

類似会社比較法では、平成26年1月30日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象合弁会社と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、その市場株価、成長性及び収益性等を示す財務指標を踏まえ、各対象合弁会社の利益予測から算定した譲渡対象持分相当分の利益予測から、対象合弁会社全体の譲渡対象持分相当分の価値を算出しております。なお、シナジー効果は長期間にわたって段階的に発現することが見込まれるのに対し、本分析は近い将来の利益予測のみを使用する手法であるため、シナジー効果は勘案しておりません。

【16 ページ】

(2) 調達する資金の具体的な使途

(訂正前)

本合弁会社持分取得は、当社にとっては、当社と Wuthelam グループとの提携の中でも極めて重要な意味を有していることから、本第三者割当増資の実行に先だって合弁会社の持分取得が行われるものとして合意されております。本第三者割当増資の払込みに先立って、本合弁会社持分取得に係る対価を支払うことが必要になるため、本合弁会社持分取得に係る対価の支払いのために、金融機関からの借入れ（時期及び詳細は未定）を実施することを予定しております。なお、Nipsea International Limited は、本第三者割当増資の払込みのため、金融機関からの借入れを実施することを予定しておりますが、十分な額の借入れを行うことができなかった場合には、必要に応じて自己資金を充当することも考えているとのことです。もっとも、実際に本第三者割当増資の払い込みが行われるまでに各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等の取得のため相当長い期間を要することが予想されるため、借入れの具体的な時期やその他の詳細については今後決定する予定であるとの

報告を受けております。また、当社が持分を取得する予定である合弁会社のうちいくつかの合弁会社の持分取得についてのみ、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得た場合（待機期間がある場合には、その期間も経過した場合）であっても、このような一部の合弁会社の持分のみを先行して取得することは想定しておりません。Nipsea International Limited から当社に払い込まれる金銭のうち、上記差引手取概算額 101,171,358,000 円は、当社の銀行口座において管理した上で、今後締結される予定である当社と金融機関との合意等に従い、遅くとも、払込期間が終わる月の翌月である平成 27 年 3 月頃までに金融機関からの借入れに対する弁済に充当することを予定しております。

(訂正後)

本第三者割当増資と本合弁会社持分取得とは、当社と Wuthelam グループとの間の 1960 年代以来の合弁事業の運営を通じて築かれた相互の信頼関係に基づき、今後さらに両者の提携関係を深めていこうとするものです。もっとも、本合弁会社持分取得は、当社にとっては、当社と Wuthelam グループとの提携の中でも極めて重要な意味を有するものであり、今回の一連の取引における不可欠の要素であると考えております。本第三者割当増資が Wuthelam グループにとって不可欠な要素であるのも、これと同様です。そのため、上記のような相互の信頼関係とは別に、両当事者間の契約においては、両当事者がそれぞれに本第三者割当増資及び本合弁会社持分取得を実行する契約上の義務を負うこととされており、当事者間においては、本合弁会社持分取得と本第三者割当増資とを同時に実行することも含めてそれぞれの実行方法について様々な協議が行われましたが、本合弁会社持分取得の当社にとっての重要性に鑑み、契約上の義務として規定するに留まらず、本合弁会社持分取得の実行を本第三者割当増資に先行させるものとし、合弁会社（アジアの複数の国にわたる 8 つの会社）の持分譲渡がすべて完了したことを当社が確認した上で、その後に本第三者割当増資を実行するものとするのが合意されたものです。今回の一連の取引をこのような順序で行うこととした場合、当社は、本第三者割当増資の払込みに先立って、本合弁会社持分取得に係る対価を支払うことが必要になるため、本合弁会社持分取得に係る対価の支払いのために、金融機関からの借入れ（時期及び詳細は未定）を実施することを予定しております。ただし、他方で、Wuthelam グループにとっても、本合弁会社持分取得が一旦実行された以上、本第三者割当増資により当社株式を確実に取得することは重要な意味を有するため、本合弁会社持分取得の完了が確認された後、可能な限り、速やかに本第三者割当増資を実行することになります（このように今回の一連の取引を可能な限り速やかに完了することにより、当事者としても、借入れの負担を可及的に軽減することができます。）。Nipsea International Limited は、本第三者割当増資の払込みのため、金融機関からの借入れを実施することを予定しておりますが、十分な額の借入れを行うことができなかった場合には、必要に応じて自己資金を充当することも考えているとのこと。もっとも、実際に本第三者割当増資の払込みが行われるまでに、Nipsea International Limited 又は当社が行う各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等の取得のため相当長い期間を要することが予想されるため、借入れの具体的な時期やその他の詳細については今後決定する予定であるとの報告を受けております。また、当社が持分を取得する予定である合弁会社のうちいくつかの合弁会社の持分取得についてのみ、各国の競争当局の企業結

合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得た場合（待機期間がある場合には、その期間も経過した場合）であっても、このような一部の合弁会社の持分のみを先行して取得することは想定しておりません。なお、Nipsea International Limited を含む Wuthelam グループとしては、現時点で現金及び現金同等物として 200 億円程度の資金を自己資金として有しているとのことです。当社は、当社と Wuthelam グループとは、1960 年代以来、Wuthelam グループがマジョリティを有するかたちで本合弁事業を運営してきたところ、当社は、Wuthelam グループが長年にわたり、収益性の非常に高い本合弁事業から安定して収益を計上してきたものと認識しており、割当予定先についても、かかる安定した財務基盤を有する Wuthelam グループの一社として Goh Hup Jin 氏が代表を務める会社であることから、本第三者割当増資に対する払込みについて、金融機関からの借入れを行うことで問題なく行えるものと判断しております。

Nipsea International Limited から当社に払い込まれる金銭のうち、上記差引手取概算額 101,171,358,000 円は、当社の銀行口座において管理した上で、今後締結される予定である当社と金融機関との合意等に従い、遅くとも、払込期間が終わる月の翌月である平成 27 年 3 月頃までに金融機関からの借入れに対する弁済に充当することを予定しております。

【17 ページ】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

払込金額につきましては、本第三者割当増資にかかる当社取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値を基準とし、上記当社取締役会決議日の直前 1 ヶ月間の終値の単純平均値、同 3 ヶ月間の終値の単純平均値、及び同 6 ヶ月間の終値の単純平均値を勘案した上で 1,705 円といたしました。

当該払込金額は、東京証券取引所における当社普通株式の、上記取締役会決議日の直前 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,796 円に対し 5.07%のディスカウント、同 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,715 円に対し 0.58%のディスカウント、同 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,602 円に対し 6.43%のプレミアムとなっております。

なお、上記払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」にも準拠したものとなっており、特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

(訂正後)

本第三者割当増資においては長期間の払込期間を取っておりますが、これは、割当予定先又は当社において、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得る必要があると想定されていることに伴うものです。一般に中国の競争当局は契約書を締結した後でないでないと競争法手続の申請を受理しないため、契約書を締結した後で競争法手続を進めるという順序にならざるを得ず、従って、契約締結及び新株発行決議から払込みまでに一定期間をあけざるを得ませんので、払込期間を長期間で設定することにつき合理的理由があるものと考えております。

また、払込金額につきましては、本第三者割当増資にかかる当社取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値を基準とし、上記当社取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の単純平均値、同3ヶ月間の終値の単純平均値、及び同6ヶ月間の終値の単純平均値を勘案した上で1,705円といたしました。

当該払込金額は、東京証券取引所における当社普通株式の、上記取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の単純平均値1,796円に対し5.07%のディスカウント、同3ヶ月間の終値の単純平均値1,715円に対し0.58%のディスカウント、同6ヶ月間の終値の単純平均値1,602円に対し6.43%のプレミアムとなっております。

なお、上記払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」にも準拠したものとなっており、特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

なお、本第三者割当増資に係る取締役会に出席した社外監査役3名を含む監査役5名から、当該払込金額について、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、上記指針に準拠し決定されていることから、適正かつ妥当な価格であり、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の見解を受けております。

【19 ページ】

(訂正前)

加えて、当社と Wuthelam グループとは、1960 年代以来、Wuthelam グループがマジョリティを有するかたちで本合弁事業を運営してきたところ、当社は、Wuthelam グループが長年にわたり、収益性の非常に高い本合弁事業から安定して収益を計上してきたものと認識しており、割当予定先についても、かかる安定した財務基盤を有する Wuthelam グループの一社として Goh Hup Jin 氏が代表を務める会社であることから、本第三者割当増資に対する払込みについて問題がないと判断しております。

(訂正後)

加えて、当社と Wuthelam グループとは、1960 年代以来、Wuthelam グループがマジョリティを有するかたちで本合弁事業を運営してきたところ、当社は、Wuthelam グループが長年にわたり、収益性の非常に高い本合弁事業から安定して収益を計上してきたものと認識しており、割当予定先についても、かかる安定した財務基盤を有する Wuthelam グループの一社として Goh Hup Jin 氏が代表を務める会社であることから、本第三者割当増資に対する払込みについて、金融機関からの借入れを行うことで問題なく行えるものと判断しております。

以 上